

栃木宣言

小泉政権以来の医療費抑制政策は政権交代により転換されたが、現状と乖離した医療介護政策では国民が安心できる医療体制は構築できない。国内外の現状を正確に分析した evidence-based の政策の立案を切に願う。また、現代の医療、社会とマッチしない旧態依然たる医師法、医療法も勤務医の労働環境を悪化させている一因であることは否めない。我々、勤務医は、このような厳しい現状の変革を希求しつつも、限られた医療資源を最大に活かし、国民が望む最善の医療を提供する使命がある。

よって、我々は以下の宣言をする。

- 一、 医療の高度化、加速する高齢者増に見合った医療・介護予算の増額を求める。
- 一、 勤務医の労働時間を OECD 加盟国の平均水準にできる医師数の実現を求める。
- 一、 活力ある男女共同参画を推進するために、支援体制のさらなる整備を求める。
- 一、 勤務医が患者のための医療に専念できる医師法、医療法の改正を求める。
- 一、 勤務医は、地域のすべての医師との連携を強化し、地域住民と協働して医療再生に取り組む。
- 一、 勤務医は医療・介護行政の改善を要求すると共に、自らも、常に向上心を持ち己を律し献身的に医療に従事する。

平成22年11月19日

全国医師会勤務医部会連絡協議会・栃木